資 料 2

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

１　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対する支援を強化するため、保護者の就労要件を問わず保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」が、令和８年度から全国で本格実施される。

保護者の就労条件を問わず、６か月～３歳未満の未就学児を月１０時間を上限に保育する制度で、本市では、令和８年４月から公立園１園で実施予定。

２　乳児等通園支援事業の利用定員について

公立園で事業を実施するにあたり、子ども・子育て支援法に基づく「確認」が必要となる。つきましては、その利用定員の設定に当たり、子ども・子育て支援法第５４条の２第３項の規定に基づき、こども・子育て会議の意見を伺います。

子ども・子育て支援法（令和８年４月１日改正）抜粋

（特定乳児等通園支援事業者の確認）

第 54 条の 2　乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

2　前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所（乳児等通園支援を行う事業所をいう。第 55 条第 2 項第 1 号及び第 2 号並びに第 56 条第 1 項において同じ。）ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。

3　市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第 72 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

利用定員：１時間当たり３人（０歳６か月～満３歳未満）

本事業には保育士を２名配置するので、保育できる人数は基準上０歳児で最大６人であるが、利用児が園での保育に慣れていないこと、時間によって保育する利用児が変わること等から、利用児を安全に保育するため定員を３人とする。

○実施園及び利用定員

施設名	射水市立千成保育園（射水市中太閤山１１丁目２番地）
事業類型	一般型（保育園定員とは別に定員を設定し、専用室を設けて実施）
受入開始日	令和８年４月１日
利用定員	**１時間当たり３人（０歳６か月～満３歳未満）**
利用時間	9：00～16：00
利用料金	300 円/１時間（別途、給食費等徴収）
利用認定申請方法	オンライン申請（市 HP からリンク）
利用認定申請受付開始日	令和８年３月２日
その他	利用認定後、実施園で事前面接実施